

### 第 3 回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

1 日時 :令和 6 年10月11日 14:00~15:00

2 場所 :北九州市役所本庁舎 3 階特別会議室A

3 出席者:委員8名、市側 5 名 計13名

〔委員〕

委員長	森 裕亮	青山学院大学法学部教授
副委員長	松永 裕己	北九州市立大学大学院マネジメント研究科教授
委員	岡田 華絵	NPO 法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンター Bee
委員	能美 育恵	北九州商工会議所専門相談部長
委員	仁禮 智	公募委員
委員	浜 和枝	北九州市婦人会連絡協議会会長
委員	福永 知紗	公募委員
委員	松井 清記	北九州市自治会総連合会副会長

〔事務局〕

滝 剛	総務市民局総務部長
荒田 政二	総務市民局総務課長
清水 正太郎	総務市民局総務課総務担当係長
高野 裕介	総務市民局総務課主任

ほか、市関係課から1名が出席

4 傍聴者:無

5 議事: (1)答申(案)について  
(2)その他

6 議事内容

総務課長

それではただいまから第 3 回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会を開催します。それでは進行につきまして委員長お願い致します。

森委員長

承知いたしました。皆さんこんにちは。第 3 回で皆さんおそろいということで、ようやく全員がそろって議論ができるということで、第 3 回目の議事はですね、実質的に意見を反映できる最後の機会、次回はほぼ確認になるので、いろいろと今までもご意見ちょうだいしましたけど、今回は実質最後の話し合いをしたり、こうした方がいいなど聞く最後の機会でもあります。基本的におそらく皆さんの発言や、ちょうだいした議論とかはかなり反映させていただいてるんですけど、こうし

た方がいゝとか修正していただきたいみたいな話がございましたら活発にご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、2回にわたってですね議論を重ねて参りましたけれども、まとめに入って参りたいと思います。答申(案)資料1をご覧ください。繰り返しになりますけども、議論の漏れやもうちょっとここ深めたらいいとか修正も含めてですね、全体的に見ていただいて、こう思うとか、もう少し深めたほうがいゝなどですね、自由にご議論いただきたいなど思っております。早速事務局から答申についての説明をいただきたいと思います。

#### 総務課長

一応お手元資料もございますけど、ちょっと私がちょっと読み上げているところマーカーを引いたところですね、画面に映してますのでどちらでも見やすい方をご覧ください。今回これしか議論、説明がございませんので、ちょっと長めになりますけどよろしくお願ひします。

それでは資料3 自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 答申案をご覧ください。この答申案は、これまでご議論いただいた内容を踏まえ、まとめたものです。

表紙をおめくりいただき、まず目次をご覧ください。「はじめに」から「5 まとめ」までが、基本的な章立てということになります。1の評価方法等から3の条例の規定に基づく北九州市の取組み等についてまでは、我々からご説明差し上げた事実の内容をもとにしております。内容につきましては後程詳しく説明していきます。「4の評価等について」及び「5のまとめ」は、本検討会でいただいた意見をまとめたものでございまして、答申の核となる部分になります。

それでは具体的にご説明いたします。1ページをご覧ください。「はじめに」では、本委員会設置の趣旨、役割、構成等についての記載しております。4段落目に、『本委員会は、学識経験者、自治会、NPO 法人、公募委員など8名により構成され、市の取組みが、条例の趣旨に沿ったものになっているについて、審議を行った。』としております。

2ページに移ります。「1の評価方法等」につきまして、条例の規定を踏まえた、本委員会における具体的な評価の方法について記載しております。1行目の最後から記載しておりますが、『条例の規定に基づく、市の取組全般が、条例の趣旨に沿って行われているかどうか、すなわち市民自治の確立に寄与するものとなっているかを、事業等の実績や成果等を検証し、課題がある場合は、見直しの方向性を示すこととした。』としております。「2の審議経過」は、本委員会のこれまでの審議経過と第4回目の日程を記載しております。

3ページに移ります。「3の条例規定に基づく北九州市の取組み等について」は、条例の規定に基づく北九州市の取組み及び令和5年度に実施しました市民意識調査の結果のうち、関連する内容を記載しています。実際の答申では、第1回、第2回の会議でご説明した、具体的な市の取組みを盛り込んだ形で記載しています。(1)は市民参画についてです。このため以下ですが、『北九州市は、様々な市民参画の制度を準備して市民の意見を聞いているが、市民意識調査よれば、約7割が市政に関心を持っている一方で、市民参画の機会の多さについて、「分からない」と回答した人が5割弱と最も多くなっている』と記載しています。なお、その下は、これまでの会議でご説明した、市民参画の主な取組みを記載しています。

4ページに移ります。(2)は情報共有についてです。2段落目ですが、北九州市は、多様な媒体や方法で情報提供を行っているということ、3段落目に市民意識調査によれば「より分かりやすく、情報を整理して発信して欲しい」「情報を入手しやすいように色々な媒体・場所で発信してほしい」が多く、共に約4割となっていると記載しています。

5ページに移ります。情報共有の主な取組みについては、先ほどと同様に、これまでご説明した内容を記載しています。

6ページに移ります。(3)はコミュニティについてです。1段落目の上から6行目ですが、『北九州市は、市民の主体的な行動や、コミュニティの活性化に繋がる様々な支援を行っている』。2段落目、『市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は約8割となっているが、実際に地域活動に参加した経験がある人の割合は、約半数程度となっている。参加しない理由としては、「地域団体のことがよくわからない」「地域活動する時間がない」が共に2割弱と一番多くなっている』と記載しています。その下は、先程と同様にコミュニティに係る主な取組みを記載しております。

7ページに移ります。(4)は、その他市政運営についてです。2段落目、自治基本条例の「第15条に基づく(計画的な行政運営)」については、まちづくりの方向性を示した北九州市新ビジョンを令和6年3月に策定していると記載しています。

次にその下の段落で、自治基本条例の「第17条(財政運営)」については、未来への挑戦を続ける都市としての持続可能性を保ち、安心安定した生活環境を次世代に引き継ぐために行財政運営のあり方を変革するため、令和6年3月に「北九州市政変革推進プラン」を策定していると記載しています。

9ページに移ります。冒頭にご説明したとおり、ここからが答申の核となる部分になります。まず「4の評価等について」は、これまでの委員会で出された課題、課題を改善していくための見直しの方向性を「(1)市民参画」、「(2)情報共有」、「(3)コミュニティ」の項目ごとに整理しております。「(1)市民参画」では、2段落目の中頃からですが、『より多くの市民が意見を出せるように、広く周知するだけでなく、提供する情報の内容や伝え方を工夫する必要がある』などの意見がありました。これに対する見直しの方向性としては、『市民意見の募集に係る提供情報の内容や伝え方の工夫』としております。

次に「(2)情報共有」では、2段落目ですが、『提供する情報が膨大で多様化しているため、今後は、利用実態などの分析を進め、利用者が必要な情報に容易に辿り着ける工夫をさらに凝らす必要がある』、3段落目また以降ですが、『関係人口を増やすため、市外の人向けに本市の情報や魅力に触れてもらうようSNS等を活用した戦略的な広報も重要である』などの意見がありました。これに対する見直しの方向性としては、1つ目が、『利用者が必要な情報に容易に辿り着ける情報共有の工夫』、2つ目は、『関係人口を増やすためのSNS等を活かした戦略的な広報』としております。

次に「(3)コミュニティ」のうち、アの自治会・町内会・地域コミュニティにおいては、『自治会・町内会の加入率は年々減少傾向であり』2行目ですが『理由としては、単身世帯、共働き世帯の増加に伴い、地域活動を行う時間がないことや、自治会・町内会が担う活動が多いことから負担に感じる。』4行目ですが、『自治会・町内会の負担を軽減し、活動しやすい体制づくりを支援することが求められる』10ページに続きますが、『自治会・町内会への加入方法などわかりづらく、活動実態が見えてこないため、今後はこの情報不足を解消する方法を模索する必要がある』などの意見がありました。

続いて、イの市民センター・NPO法人では、2段落目の3行目ですが、『市民センターにおいて魅力的な活動を増やし、コミュニティの場として活性化させるため、使用要件の見直し等を模索する必要がある』、また2段落目の最後の行ですが、『市民センター館長の選抜をより強化することにより、さらなる地域の調整能力の向上が期待できる』などの意見がありました。

NPO活動の推進については、3段落目の中段から、『自治会等が抱える地域の課題とNPO法人の課題が一致すれば、課題解決に向けて協働していくことができることから、地域において、NPO法人が活動しやすい仕組みを構築することが重要である』との意見がありました。

また、4段落目、『多様化・複雑化する地域課題をすべて行政だけで担うことは困難であり、市

民やNPO法人、企業など地域社会の担い手と協働することが必要であるため、市はそれぞれの主体における協働意識の醸成や協働の仕組みづくりに取り組むことが求められる』との意見がありました。

さらに、5段落目、『自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、社会福祉協議会など、各々独自の動きをしている』ため、『各団体間の連携のみならず、団体の統廃合等を含めて、検討していくことが求められる』そのため、『各団体の主体性を尊重しながら連携強化や統廃合等に関する諸支援を期待したい』その下の行、『その中で、市民センターの役割等を含めて本市のコミュニティの仕組みと行政との関係も見直していく必要がある』との意見がありました。

最後に、『地方自治法の改正等、さまざまな国の法制度の改正や支援の新設等が行われているので、本市としてもこれらの動向に注視し、地域の活性化に資する対応を期待したい』との意見がありました。

これに対する見直しの方向性として、1つ目が、『自治会・町内会活動の負担軽減』2つ目が、『自治会・町内会の活動内容等の広報強化』3つ目が、『市民センターの使用要件等の見直し』4つ目が、『地域とNPO法人との協働支援』5つ目が、『行政内における協働意識の醸成や仕組みづくりの推進』6つ目が、『地域諸団体の協力連携や統廃合の促進とそのための諸支援』としております。

11ページに移ります。「5のまとめ」につきましては、条例の29条に「市政がこの条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について必要な見直しを検討する」と規定されていますので、答申の中で「条例を見直すべきかどうか」ということについての委員会としての見解をお示しております。(1)条例の評価については、条例第13条に規定する市長の役割及び責務を遵守しながら積極的な取組を進めており、一定の評価をする。(2)条例の見直しの基本的な考え方は、条例で示されている理念を修正することにより、個々の課題が改善できる場合には、条例改正を行うことが必要であると考えてしております。(3)議論の総括については、2段落目、各委員が自治会・地域での活動が重要であるとの再認識しつつ、参画のための負担軽減や活動内容の発信などのさらなる仕掛けが必要であるとの意見が多くあったこと。特に現役の若者世代が積極的に参加できるよう、仕事や子育てと両立しながら参加できる負担の軽減や市民センターでの活動を促す 利用方法の見直しなどに取り組むことが必要であるとしております。

また、1段落下ですが、情報発信については、SNSなどの進展が著しく、幅広い世代が活用している現状を鑑み、今後も利用分析に基づき、効果的な発信を行っていくことが必要である。他方で、条例の見直しについては、上記の基本的な考え方に基づくると、現時点においては、条例に示されている理念を修正する必要は認められないとしております。

最後に、今後も、本条例の基本理念に基づき、積極的に地域活動に参加し、より良い北九州市を作っていくことを期待したいと結んでおります。以上で、長くなりましたが「答申案」の説明を終わります。

#### 森委員長

ありがとうございました。ただいま説明いただいたことを踏まえまして、私どもの議論に進んで参りたいと思います。軸というか、根本的には答申の案の全体の構成についてのご意見もあろうかと思うのですが、これは適宜という感じになるかと思います。なので基本的には、特に4番目ですね、評価などについて、前半は先ほど総務課長さんおっしゃった通り、これまで提示させていただいた資料をまとめていただいたり、私たちの議論も入るところはあるかもしれませんが、事実に基づくところなので、もう少し修正された方がいいということであればご意見賜ればと思うのですが、特に4番目の評価等についてですよね。それから5番目のまとめが主たる議論になるのかな

と思いますのでよろしくお願いします。4 番目の評価等についての部分について、一番重要なところ、私たちの一番核になるところかなと思うのですが、条例に基づく市政運営の状況を踏まえて、北九州市の市の取り組みが、条例の趣旨に沿って行われているかどうかということで話し合ってきたわけなんですけども、これまでのご議論、ご意見踏まえ、振り返っていただきながらですね、追加コメント、修正コメント、こういうところも反映したらいいんじゃないかっていうことで、いろいろ自由にご議論賜ればと思うんですけども。概ね意見反映いただいているのかなというふうな気持ちで私は解釈しましたが、当然その評価等についてっていうところで、議論を進めていきたいんですけど、これまでの議論を振り返っても結構ですけど。こういうこと感じたとか、こんなところにちょっと力入れて欲しいなっていうことでも、自由にご意見くださればと思うんですけども。

#### 松永副委員長

気づいたところから、9 ページから 10 ページにかけてのコミュニティのところなんですけど、10 ページのイのタイトルが「市民センター・NPO 法人」となって、前は「自治会・町内会・コミュニティ」ですね。3 のコミュニティを分けるときに、分量的にはこのパターンなのでしょうけれども、市民センターとNPOがくっついて、ひとつくりになってるのは若干の違和感があって、市民センターというのは、まちづくり協議会との両輪で地域づくりに関するところなので、どちらかという前にくっつけた方がいい気もするし、あるいは3つに分けて、自治会町内会と市民センターとNPOの 3 つに分けた方が、区切りとしてはすっきりするのかなと思いました。

もう 1 つ、これは文章の話で、イの市民センターの 2 段落目の最後の行のところに、「市民センターの館長の選抜をより強化することにより」とありますが、選抜を強化するというのは、具体的に何をするとと言われると、試験を厳しくするのか、多様な人材を求めているのか、文章の表現を変えたほうがいいのかなど。内容的には、しっかりこの会議の議論を踏まえて入れていただいているかなと思います。

#### 委員

まず、市民センターの館長の強化ですが、これは市民センターでの地域とのコミュニティ、人と人のつながりです。やっぱり館長の中には、館長の試験に通ってきたけど、地域のコミュニティにはあまり関わりたくないという人もいるわけです。だからそこら辺をもうちょっとどうにかしていきたいという考え方だろうと思います。市民センター館長さんですけど、人との繋がりがないと絶対できませんので。館長の仕事だけしたらいいと考えている人もまだいる。だから、地域との繋がりができるような館長という見直しですね。市民センターは絶対に地域のために必要です。だから試験を厳しくとかではない。今、私は市民センターで考えてるのですが、どちらかという地域の高齢者が結構利用していて、8割ぐらいです。だから、もっと地域の若い人が利用できるように、例えば、日曜日に開館するとかして、平日の 1 日を休みに充てるとか。土日になると共稼ぎの若い方も休みですので、市民センターの利用がしやすくなるのではと。市もある程度、日曜日開館など考えています。私もそうなんですけど、市民センターの利用者はほとんど高齢者です。子どもの空手がちょっとだけで、あとはもう全然、ここをどうにかしていかないと。先程から出てます町内会の加入率が下がるのもそうですし、町内会は何をしてるかわからないなど、いろいろ出てくると思うんです。昔の町内会長さんだったら、引っ越してきたら絶対俺のところに挨拶に来いっていうような事があったのですが、今は違います。町内会長が全部訪問して、いろんな説明して町内会加入を勧誘しているんです。ただ、やっぱり組長は集金業務とかいろいろ業務が多いんです。ですから、それがちょっと負担になってということで、今それも私どもは、前は順番制で組長をまわしてたんですけど、それを全部お願いに行き、納得していただいた方に回すようにしています。だから、ど

らんどん若い人が入りやすい状態にしてるんですけど、なかなか、加入率が6割切れているんじゃないかと思ひます。だから、市にもお願ひしてるのは、市政だよりも町内会の役割というのを載せていただいたりですね、防犯灯は町内会が管理しているとか、ゴミステーションも管理するということも、町内会の役割を載せていただければということをお望ししたりしています。

委員

ちよつと聞きたいのですが、館長さんってどうやって決めているんですか？

地域振興課長

応募があつて試験で決めています。

委員

誰でも応募できますか？募集とかはどんなやり方でしていますか？

地域振興課長

誰でも応募できます。市のホームページであつたりとか公式のラインでもPRしたりとか。よろしくお願ひします。

委員

たまにSNSとかであります。

委員

市民センターに勤めている職員さんだとか、地域の方に関心のある方が結構多いです。そして女性の方が多いのじゃないですかね。

森委員長

この仕組みで行っているところはすごく少ないんですよ。北九州ぐらいではないかな。応募して試験をやつてというので、公民館長みたいなものを選ぶってあんまりないんですよ。だからすごい可能性というか、すごく重要な仕組みなのではないかなと思うんですけど、松井委員がおっしゃつたみたいに、結局、選び方も含めての見直しという感じですよ。

委員

面白いですよ、いろいろな人と知り合いになるから。職員もおりますしね。職員が今私のところで、女性が3人、夜の職員が2人体制で5人おります。我々みたいな者が出入りしてますから、地域の知り合いがいっぱいできます。

森委員長

この表現の工夫をさせていただくということでよろしいですか。

総務課長

わかります、確かにおっしゃる通り、試験を難しくするみたいなことではなく、多様な人材を選ぶということ。

#### 委員

それから、10 ページの下の方ですが、確かに自治会・まちづくり協議会・老人クラブ・社会福祉協議会・民生委員とか色々な会があるんですけど、確かに今までは、それぞれ独自の動きをして、結果的にはすることは一緒なんです。住みよいまちづくりをするためにやって、それが独自の動きをしていました。それが少しずつ変わってきております。一緒に協力して情報共有して、やっていこうというふうになっております。少しずつそういう動きをしている。特に今私は南区を担当してるんですけど、南区は絶対に一緒にやっていこうというような動きをしております。やることは一緒ですので情報共有をやっぴりやっていけば、もっとやりやすくなっていくのかなという。

#### 森委員長

そうですね、おっしゃる通り、団体間の連携という点、連携強化については触れさせていただきですね。話題をご提供いただきありがとうございます。まさにその通りですね。ただ一方で、いろんな団体が作られ過ぎてもどうなのかという気もいたしまして、今後、人口減少の中でどうしていくのがいいのかっていうことで、前回もその話になったんですけど、連携も必要ですけど、やっぴり今後どういう形でかは想定はできていませんけど、団体の統廃合っていうのを徐々に考えていかなきゃいけない時代にきたのかなということも統廃合等ということも入れさせていただいてるんですけど。ありがとうございました。

#### 委員

市民センターについてなんですけれども、利用する団体であるとか企画であったりとか、決まった方々が利用するとかいうことはあると思うんですけど、ふらっと来られる場所っていうのがすごく必要じゃないかなと思って。特に子育て中の乳幼児の親だったり、お母さんだけでなくお父さんもとか、学童の子どもたちが放課後にいる場所など、そうしたところから地域の方と顔見知りになって、少しずつ地域に興味を持ってもらえたらいいのかなと。子ども会も私の校区にもあるのですが、中々みんな入るっていうのは難しいですし、でも盛り上がるところもあるみたいで、そういうところとかは人が増えていくみたいで、やっぴり繋がりがあからなのかなと思っています。

#### 森委員長

そこはやっぴり館長さんが、何かを繋ぎ役になったりとかがあるのですか。

#### 委員

そこまでかわからないですけど、何か盛り上がるとこもあるかなっていう、そういった場所が増えると、子どもたちとかとも繋がれるかもしれないとか。

#### 委員

最近始まりましたよね、「こどもまんなか」で市民センターに来ていいよみたいな。何やってるかわからなくて1回も行ったことないのですが。

#### 地域振興課長

「わいわい市民センター」ということで、子どもたちが、放課後でもいいんですけど、市民センターに来ていただいて。

#### 委員

平日の朝から夕方までと時間書いてあるんですが。

#### 地域振興課長

はい。来れるときに来てもらえば、中で遊んだりしていただいていいですよという。

#### 委員

不登校の子どもがいるのですが、不登校の人の行く場所ですが、家の近くに行けないので、結局家にいるってなってしまうのですね。市民センターが始まったから、誘おうかなと思っています。

#### 委員

それで言うと、若者目線の意見なんですけど、市民センターの差別化になるのであんまり言えないんですけど、例えば、企救丘市民センターだったらWi-Fiが使えるけど、八幡西区のある市民センターはWi-Fi貸してくださいって言ったら、ポケットWi-Fiしかないと言われたことがあった。Wi-Fiは気軽に利用できるのがいいなと思ったりしていました。下関の市民センターも、基本全館フリーWi-Fiでした。

#### 森委員長

施設って言うと何か批判されがちじゃないですか。ただ、実は施設ってあった方が、何でもかんでもじゃないと思いますけど、まちづくりにとっては割と重要な拠点として機能しがちなので、ここは特に私どもとしても市民センターの維持、活用の促進は強く主張し、市政運営の検討という意味では、強調させていただくべきかもしれませんね。そういう意味では、松永委員がおっしゃった通り、市民センターとNPO法人と分けて、施設を設けるか、一番最初のコミュニティのところに持ってくるか。別立てで記載させていただくかですね。皆さん、ご意見を伺いと思いました。市民センターという大きな項目作ってもいいかもしれませんね。

#### 委員

市民センターには年寄りがいっぱい来るイメージがあるんですけどね。私のところの自治会関係は、PTAが終わった人を役員に入れてるんですよ。だからまだ若いんですよ。そういうふうにして若者をなるべく取り込むようにしてるんですけどね。それでも役員になった人は来るけど、何もない若い人がスッと来れるかっていうと中々来ないですし、一番大事なそれはそれなんですよ。若い人が沢山来て話し合いとかするような場になって欲しいと思うんですけどね。子どもたちが集まって活動して欲しいっていうのがあるんですけどね。今、子どもたちが、そばづくりするというのもありまして、そういうふうな子どもたちがいっぱい来るような事を考えた方がいいんですけど。やっぱり働いてるからですね。だから、働いてる人も市民センターに来るには夜ですよ。いろいろ考えてはいるんですが、難しいなあと思うんですよ。そう考えたからといっても、みんなが来るわけでもないんですよ。一気にたくさん来るより、徐々に増やしていくしかないかなと思います。

#### 委員

例えば何か話し合いとかするときとかも、市民センターに集まるっていうのは難しいけど、Wi-Fiを使ってリモートだったら参加できるので、両方を使いながら集めたりするのかなど。



委員

パソコンクラブもありますからね。そういう人たちにしてもらったら、大分違うんじゃないかな。クラブの人も年配ですからね。自分たちが交流するだけじゃなく、派生するような形もいいのでは。それによって利用していくっていうのもいいのかな。

森委員長

前回のね、2回目も議論しましたが、使用条件が緩くなるようなことがあればよりいろんな企画ができて、より使いやすくなるという可能性はありそうですね。

委員

女性の方からも、子どもが来るような事業をして欲しいという要望が出ているんですよね。子どもが来ると、親もついて来るんでね。色々と考えなきゃいけないと思うのですが。

森委員長

前日も出てきたフリーマーケットでしたっけ。お金がかかるとね。

委員

そうですね。物販ができないのでお断りされたのですが。フリーマーケットだとちっちゃい赤ちゃん連れの方からご年配の方までいろんな世代に喜ばれるかなと。凄い営利じゃないのはOKにしてもらえたら、いろんな企画もできるしいいのかなと。

委員

市民センターは、個人が利益を得る個人が儲かるとかそういうのは、市民センターはちょっと厳しいんですかね。

委員

それで駄目なんですけど、例えばフリーマーケットとかだったらお小遣い稼ぎじゃないですけど、子どもと一緒に運営とかもできるし、講座とかをやってる先生とかが集まりが多くて、参加費千円二千円とかいただくのも今はダメなんですけど、ただ活動するのに何も報酬がなく活動するって無理なので、それで市民センターと今活動してる人が離れているっていうところ。何万円の物を売るとかだと営利になると思うのですが。自分の日給ぐらいは得られてもいいのではないかと思います。

森委員長

実際ありますもんね。北九州ではないですけど。それこそ手弁当ではないけど、ちょっとお小遣い稼げるぐらいの活動をやろうという、島根県の雲南市というところがあったり、あと地域運営組織ってのがありますし、前回申し上げたかもしれませんので、コミュニティのコンビニを、廃校になった学校で利用して、イトインも設けたり、そこで店員さんやったり小遣い稼ぎをとというような。実際そういうものは、出てきてますよね。

委員

雲南市の事例で言うと、コミュニティナースが市民センターとかにいたら結構面白いのかなと。

実際のナースではないけど、例えば、お年寄りが足引きずってるかなとか、そうした日々の支えや気付きがあるような地域の人のような役割のコミュニティナースがいれば。結構、ホットなのでそういう方がいれば、例えば福祉を学んでいる若者だったりかなと思います。

森委員長

コミュニティナースってのはどういうものなんですか。本当の看護師さんですか。

委員

本当の看護師さんもいますけど、僕の知り合いでいうと、本業はお菓子屋さんでコミュニティナースをやられてる方がいて、まだ始めて数ヶ月なので、どうだったとか感想は聞いてないんですけど。コミュニティナースを育てる会社が島根県雲南市にあって。北九州市では岡野バルブ製造株式会社が事業を開始していて、僕の好きな「歴史を面白く学ぶコテンラジオ」というYouTubeがあって、その中で、岡野バルブさんが全国第1号でやるみたいなコーナーがありました。

委員

企業と地域との連携がありますね。合同会社ポルトという会社の代表の方が、岡野バルブの取締役になっていたり、色々なところで地域に関わっているみたいです。今聞いていて、経済団体の立場として、企業は日中働いているから市民センターへ行くことはほぼないです。そうした時に、企業としての立場で参加できる、非営利的な活動として参加できるようなことがあるといいのかなと。なかなかBtoB企業のことを一般市民は知らないということが多いので、そういう企業が地元にあるんだということから、一般市民との交流とかもあるのかなと、いろいろ想像しながら聞いていたんですけど。企業として何か関わられるようなことがあると、自分自身が参加しやすいのかなというふうに感じました。

森委員長

企業として関わるきっかけがあればいいなということですね。そのために市民センターに何か関わりを持てるようなツールがあればよりいいという。

委員

立地する企業がここにあると知れたら、一般市民の方にも、その企業がどういうことやってるのかとか、そこに就職しようかなとかいう連鎖が出てきたりとか。

森委員長

PRのね機会にもなりますね。企業の地域貢献という意味で。そういうのは今何かあるんですか。

地域振興課長

令和に入ってぐらいから事業者表彰ということで、地域活動に10年以上継続して貢献していた企業は表彰するという事をやっておりまして、年間大体、15件ぐらいの企業を表彰しています。内容的にはその地域の清掃活動と一緒に参加したりとか、あと自動車教習所さんであれば、広いスペースで防火訓練の場所を提供して一緒にやるとかそういうことをされてます。表彰された企業はですね、市役所の入札で有利になるという特典をつけたりということで、周りの事業者さんにも関わって欲しいということで表彰制度を設けております。

森委員長

どちらかというと、企業側から主体的に関わろうとしないといけないというか、仕組みとして関わりやすさはどうですか。

地域振興課長

地域ごとに関わりが違うので、やっぱり自治会長さんやまちづくり協議会と非常に近い事業者であれば、声をかけやすいというところもあるし、もちろん地域の方からもCSRの一環でぜひ参加という場合もあります。しかし、基本的にはやっぱり地域側の方からが多いんだと思います。企業側からの方を少し整理できれば確かにもっと繋がるかなというところはあります。

森委員長

何かマッチングができたりとか、関わりたいんだけどという時に探しやすいような、窓口じゃないですけど繋ぎ方ができると、より近づきやすいかなと思いましたが。全体的に事業者さんの立場から見られて、今回の議論や自治基本条例というのはどう感じてらっしゃいますか。

委員

やっぱり一市民という色合いが強いのかなというのを感じています。ただ、参加した経験がない方が8~9割近くいるということで、日中働いてるので、企業として参加する方がやりやすいです。企業として参加にアプローチするようなことが言葉として表現できれば、働いてる時間に参加してみようかなと思えるのではないかと。企業と市民活動は全く別なので、そういう接点を意識させるというか。大企業とかはですね、そうした地域貢献活動されてますけど、皆さんが大企業に勤めてるわけじゃないからですね。

森委員長

一市民というよりは、企業の一員として関わる方が、もしかするとハードルが低いかもしれないですね。条例には事業者の責務というのがあるのですが、市民と事業者に勤める方というのは、共通してるというか重複してるので、その辺も考えないといけないですね。あくまで一市民という意識しなかったんで、それは重要かもしれませんね。

森委員長

それでは、ひとまずまとめの部分について、たたき台としてお示しさせていただいてるんですが、もうちょっと書き足した方がいいとか、ぜひということがありましたら。

1(1)は、私どもの議論としては一定の評価をしたいということですし、2(2)の条例改正は前回もこの文言でしたか。

総務課長

下に「条例改正の見直しの必要は認められない」と書いてあるのですが、条例の見直しについての基本的な考え方がないと、唐突に出てくるのでこうした構成になっております。先生が言っていたような、1回目の会議で、しばらく条例を改正しなくていいように色々考えて作られたということがあったようで、その基本的な考え方を書いた方がいいかと思ひまして。

森委員長

わかりました、そういうことですね。他の点についても、すでに私たちが議論してきたことの内容も踏まえて、5のまとめであると思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

4と5については、この内容で進めさせていただいて、ただ、ご意見をいただいたところで言いますと、特に市民センターですね。市民センターを独立させる形で項目として別途設ける。一番最初に「ア 市民センター」があって、次に「イ 自治会・町内会・地域コミュニティ」、「ウ NPO 法人」。ただ、NPO 法人が独立すると(3)イの最後の段「さらに」のところ整合がつかなくなるので、ここを(エ)にして独立させるのはいかがでしょうかね。今後の連携強化とか統廃合って言う「今後の方針について」ということになるんですけど。「ア 市民センター」「イ 自治会・町内会・地域コミュニティ」、「ウ NPO 法人など」ですね、法人も色々ありますからNPO法人など、ここは事務局と相談させていただきですけど、「エ 今後のコミュニティのあり方」みたいな流し方で4項目にするという方針でいいかなと思いましたけどいかがですか。それでよろしいですか。ありがとうございました。あと言い残したことなどありますか。松永先生が最初におっしゃったことは反映させていただいてますかね。

松永副委員長

市民センター館長の選抜ですね。それは言い回しを修正できればよろしいかと思います。

森委員長

わかりました。ありがとうございました。それでは全体について何かお気づきの点ございますか。よろしいですか。事務局の方で追加でコメントというか何かございますか。

総務課長

内容ではないのけど、先程のご意見を含めて原案を進めさせていただきます。次回でございますが、11月7日14時から場所はここで開催させていただきます。ありがとうございました。

森委員長

今日いろいろご議論ありがとうございました。今回3回目の見直しということで、条例の改正までは必要がないということですけど、ここの条例を決めたときに、例えば関係人口という言葉が出てきてるんですけど、この当時条例を作ったときはまだ2008年だったので、その地域の中のことだけを考えたんですね。例えば市民の定義でいうと、唯一不動産を所有するものというのがあって、これは北九州市の外にいても、市内に関わるという意味で、市外の人に関わってね、通勤通学者も含めているのですが、そこは当時は先進的な市民の定義としてですね、市外の人と一緒にやりましょうよってというようなことを規定したんですね。基本的に当時は本当に地域内のことしか目線がないので、ただ、この2020年以降に大きく変わってきて、1つは、ふるさと納税をどうするのかとか、ふるさと納税制度がやっぱ本格化してきて、その納税してくれる人って市民として見れるのかとかですね。それから観光客とか、そういうところの時代背景が変わってきたっていうのは、私自身が考える課題なんですよ。当時は不動産だけでしたけど、外部の人の協力もあって地域が動いていくとなると、外部の人たちとの協力を将来的にこの条例の中でどう考えるかっていうのが1つ課題なのかなと。今回の答申には当然盛り込むことはできませんけども、それが将来的な課題かなという気もいたしましたね。これは全体を踏まえてのことなんですけど。あとは、この北九州市のすごく重要な仕組みとして、市民センターの館長さんが仕組みとして備わっている

というのは、改めて重要なこと。コミュニティづくりの難しさは、いろんなところで言われていますけど、この館長さんの存在をもっと本市としては活かしていただいて、ただ、委員のおっしゃった通り、館の貸館の業務だけということじゃなくて、地域との繋ぎ役としていろんなネットワークをつくれる人という人材をたくさん育てていかなきゃいけないのかなと思います。館長試験を受けやすくすることも含めて、ここは私どもとして、今回はより強く推して、市民センター方式という形で答申をまとめさせていただくのがいいかなと思いました。それから、企業の事業所の立場というのは、実はこの条例を定めたときも目線としてあったのですが、ここがもし答申の中で少し盛り込めれば盛り込みたいと思いました。企業に勤めている方と、その地域との接点をどう作っていくのか。それを市民センターの中に盛り込むか。また、事業者の従業員として関わるとというのが、ハードルが低いっていう面があるとすると、その辺りの参加の仕方をどうまとめるか、アイデアは今ないんですけど、この辺りも少し書かせていただいて、今後の参加のしやすい環境づくりってものを整備いただくことも少し盛り込みができればいいかなと思いました。

それは、本日の議論の内容も含めまして、もし意見などございましたら、最後にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 松永副委員長

今回の答申については、ここで議論したことをしっかり入れていただいて、非常に良いものになっていると思いますし、今の時代に合ったもの、地域の課題に即したものとなっている気がします。

先程、森委員長からも話がありましたが、次ですよ。5年後10年後に課題になりそうなこととしては、ダイバーシティの問題、特に外国人の問題があると思います。この条例は、日本人で構成している地域を前提にした自治の話をしています。しかし、技能実習生や外国人が地域で暮らすようになってきたり、例えば、若松の半導体工場などですが、台湾の人達はあまり単身赴任をせずに家族で来るんですね。熊本では、子どもの教育をどうするのか、地域にどう溶け込むのかなどが問題になっています。若松に半導体工場ができて、若松に外国人の方がたくさん住んで、子どもたちが増えた時に、ここの町内会は外国人がいっぱいるが、そこでどう合意するか、そもそも自治の概念とは何だろうという話が出てきそうな気がします。そうすると条例自体のあり方や内容を見直さないといけなくなるのが10年後位に出てくるのではと思います。しかし、それは、そもそも地域の自治とはなにか、住民の役割とはなにかということを考える良いきっかけになると思います。この先、そうした課題が出て来るのかなと思いました。

#### 森委員長

そうですねありがとうございます。本当に、環境が激変するとね、今までの議論の前提を見直すことになるんでしょうね。今回は大きな見直しはしないということでありますが、次回5年後の課題として記録に留めさせていただこうかなと思います。その他ございますか。

それではですね、次回につきましては、この委員会としての答申を、皆さんにご確認いただいて、決定するという運びになります。これまでの議論を踏まえて、私と副委員長と協議をさせていただいて、一応完成に近いものをご提示させていただくという運びですね、最終的にこの場で答申の内容を決定する皆さんにご確認いただき、最終決定するという段取りになります。

資料が完成しましたら、また事前にお送りいたしますので、その時点でご意見ございましたら、事務局の方にご連絡を賜りたいと思います。

それでは次回が最後になりますので、またご出席のほどよろしくお願い申し上げます。それでは今日は、大分早いですが第3回目は終了とさせていただきます。本日はご出席どうもありがとうございました。